



発行／編集 飯舘村商工会 〒960-1801 福島県相馬郡飯舘村草野字大師堂81
TEL : 0244-26-7957 FAX : 0244-26-7958
e-mail : iitate@coral.ocn.ne.jp

○役員視察研修

飯舘村商工会役員で石川県・富山県方面へ2月25日（土）～2月26日（日）二日間に渡り、視察研修を行いました。

一日目は、兼六園・金沢城散策/箔座本店見学/ひがし茶屋街散策をし、夕方富山の宇奈月温泉へ。二日目は、宇奈月麦酒館見学/YKKセンターパーク見学/ウェーブパークなめりかわ・ほたるいかミュージアム見学と充実した二日間でした。



○震災前の借入金とその借り換えの返済に

悩まれている被災事業者の皆様へ

経営改善や二重債務問題などで資金繰りに悩まれている被災事業者の事業復興をサポートする「(株)東日本大震災事業者再生支援機構」と「福島県産業復興機構」の支援決定期間が1年延長されました。

震災前借入金がある方は支援の可能性がありますので平成29年夏頃までにご相談ください。

- (株)東日本大震災事業者再生支援機構・・・平成30年2月22日まで支援決定

(連絡先) 郡山出張所：電話024-935-7252

相談受付時間：午前9時00分～午後6時00分（土日、祝日を除く）

ホームページ：[東日本大震災事業者再生支援機構](#)

- 福島県産業復興機構・・・平成30年3月31日まで支援決定

(連絡先) 福島県産業復興相談センター：電話024-573-2561

相談受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）

ホームページ：[福島県産業復興相談センター](#)

福島県経営金融課 電話：024-521-7288

○雇用保険関係手続の見直しについて

雇用保険手続の届出処理について

◇ ハローワークでは、離職票の発行手続を最優先として行います。
そのため、資格取得届等の処理には時間がかかる場合があります。

以下のような場合は、特に時間を要しますのでご注意ください。

- ・雇用保険の仕組み上、離職した事業所の資格喪失届の処理が終了していない場合や、前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合（※1）などには、資格取得届の処理を行うことができないので、処理に時間を要します。

（※1）前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合は、原則として資格喪失日を基準に処理を進めさせていただきます（これは雇用保険手続固有の処理であって事業所の雇用関係に影響を及ぼすものではありません）。

- ・被保険者番号が不明の場合にも、資格取得届の処理に時間を要することになります。この場合は、あらかじめ被保険者本人に了解を取った上で、届出の備考欄に職歴のある複数の事業所名を記載していただきますようお願いいたします。

資格取得届は、可能な限り4月上旬～中旬を避けての提出をお願いします。

- ・資格取得届の提出は、可能な限り（※2）最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてください。ようお願いします。〔例：4月1日に採用した従業員の届出は、4月下旬以降。〕

（※2）雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに提出が必要です。この範囲内でご協力をお願いします。

* 来所による届出・申請は、可能な限り16時(4月から6月は16時30分)までに提出いただきますよう、ご協力をお願いします。

○全国健康保険協会福島支部の保険料率についてお知らせ

平成29年3月分（4月納付分～）の保険料率が変更となります。

福島支部の健康保険料率は変更となります。

介護保険料率も変更となります。



なお、平成29年度の都道府県ごとの健康保険料率は、支部別に「引上げ」「据え置き」「引下げ」に分かれます。

※平成29年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表を同封いたします

○マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。

資金の使い道	運転資金	設備資金
融資限度額	2,000万	
ご返済期間 (うち据置期間)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)
利率(年)	特利F	
保証人・担保	保証人、担保は不要です。 ご利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長等の推薦が必要です。	

お問い合わせ：飯舘村商工会 ☎0244-26-7957

○平成29年度 第1回福島県商工会等職員資格試験の

実施について

福島県商工会職員資格試験を下記の通り実施いたします。つきましては、受験者の募集を行いますので、ご希望の方がいらっしゃいましたら商工会までお問い合わせください。

1.試験実施日時等

【一次試験】

実施日 平成29年5月13日(土)
場所 コラッセふくしま」4階 「中会議室401」

【二次試験】※一次試験合格者を対象に実施

実施日 平成29年5月27日(土)
場所 コラッセふくしま」4階 「小会議室402」

2.職務内容及び待遇

職務内容 経営支援員として、市町村の商工会における指導業務の補助事務及び記帳指導事務に従事する。

待遇 福島県商工会等給与規定による

3.受験資格

以下の要件をすべて満たす者

- (1) 高等学校卒業程度以上の学力を有する者
- (2) 平成29年4月21日現在における年齢が満45歳未満である者
- (3) 「福島県小規模事業者経営支援費補助金の運用」に定める簿記検定試験3級以上の資格を有する者、若しくは採用後2年以内に取得が見込まれる者。

お問い合わせ：飯舘村商工会 電話 0244-26-7957



○事務局からのお知らせ

平成24年4月より勤務しておりました、経営指導員 木幡昌博が3月末をもって退職することとなりました。また、平成26年4月より小高・飯舘村商工会を兼務しておりました、復興専門員 宮本有倫が4月より鹿島商工会へ経営指導員として異動することとなりました。

退職のご挨拶

皆様には大変お世話になりました。

平成13年1月から平成17年3月、その後小高商工会勤務を経て、平成24年からこれまでと9年3ヶ月に渡り、商工会業務の右も左も分からない新人から、さまざまなことを学ばせていただきました。

業務を通して多くの方々との関わり、皆様からあたたかい叱咤激励のお言葉をかけていただき、本当に感謝しております。

この貴重な経験を活かせるよう、今後も頑張っまいります。

最後になりますが、今後の皆様の更なるご健勝とご発展をお祈り申し上げます。今まで、本当にありがとうございました。

経営指導員 木幡 昌博



異動のご挨拶

平成26年度より復興専門員として飯舘村商工会と小高商工会に共同設置され、3年に渡りお世話になってきましたが、この4月1日から鹿島商工会の経営指導員として異動することとなりました。

飯舘村商工会への着任以来、震災・原発事故による多くの問題を抱えながらも事業の復旧、ひいては村全体の復興のために一生懸命に頑張っている会員の方々、そして様々な事由から営業再開出来ずにいながらも、商工会運営にご尽力されている会員の方々の姿がありました。

私自身、そういった皆様の姿に励まされながら、微力ながら補助金・助成金の支援業務等に携わらせて頂いたことは人生の大きな糧だと感じています。

別の商工会といえども同じ相馬地区、鹿島商工会に異動したあともどこかで見かけることがあったらぜひお声がけください。また、皆様にお会いできることを楽しみにしています。

最後になりますが、この3年間、本当にお世話になりました。

飯舘村商工会員皆様のご健勝ご多幸を心よりお祈り申し上げます。

復興専門員 宮本 有倫

